令和７年第２回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表

資　料　一　覧　表

（令和７年６月１０日提出）

議　　案		件　　名	ページ
種　類	番　号		
報　告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	5
報　告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	9
議　案	5	泉南市立学校施設使用条例の制定について	11
議　案	6	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議　案	7	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	17
議　案	8	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23

報告第２号補助資料　泉南市市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
第45条　法第348条第２項第９号、第９号の２若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号及び第２号に、家屋については第３号及び第４号に、償却資産については第５号及び第６号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第４項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第１項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） （種別割の税率） 第73条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　原動機付自転車	第45条　法第348条第２項第９号、第９号の２若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第１号及び第２号に、家屋については第３号及び第４号に、償却資産については第５号及び第６号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第５項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第１項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第２条第９号の２に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第２条第１項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 （１）～（６）　（略） （種別割の税率） 第73条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 （１）　原動機付自転車

改正前	改正後
ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額　2,000円	ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　2,000円
イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円	イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円
	ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円
ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円	エ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円
エ　（略）	オ　（略）
（２）・（３）　（略）	（２）・（３）　（略）
（種別割の減免）	（種別割の減免）
第81条　（略）	第81条　（略）
２　前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してその旨を市長に申請しなければならない。	２　前項の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付してその旨を市長に申請しなければならない。
（１）～（４）　（略）	（１）～（４）　（略）
（５）　原動機の総排気量又は定格出力	（５）　原動機の総排気量又は定格出力（第73条第１号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）
（６）～（８）　（略）	（６）～（８）　（略）
３　（略）	３　（略）
（身体障害者等に対する種別割の減免）	（身体障害者等に対する種別割の減免）
第82条　（略）	第82条　（略）
２　前項第１号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この	２　前項第１号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この

改正前	改正後
項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の２第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
（1）～（4）　（略）	（1）～（4）　（略）
（5）　運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件	（5）　運転免許証又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
（6）　（略）	（6）　（略）
	３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。
３　（略）	４　（略）
４　（略）	５　（略）
附　則	附　則
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第６条の４の２　（略）	第６条の４の２　（略）
２～21　（略）	２～21　（略）
22　法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は３分の２とする。	22　法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は３分の２とする。
23　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は２分１とする。	23　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は２分１とする。
24　法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は３分の１とする。	24　法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は３分の１とする。
25　法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は４分の３とする。	25　法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は４分の３とする。

改正前	改正後
26・27　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の３　（略） ２～13　（略） 14　（略） 15　（略）	26・27　（略） （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の３　（略） ２～13　（略） 14　市長は、法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第５条の２第１項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の９の３第２項に規定する期間内に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の９の３第１項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項の規定を適用することができる。 15　（略） 16　（略）

報告第３号補助資料　泉南市都市計画税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
附　則 １・２　（略） （法附則第15条第37項の条例で定める割合） ３　法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第15条第38項の条例で定める割合） ４　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 （法附則第15条第42項の条例で定める割合） ５　法附則第15条第42項に規定する市の条例で定める割合は４分の３とする。 ６～17　（略） 18　法附則第15条第１項、第９項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第34項、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。 19　（略）	附　則 １・２　（略） （法附則第15条第36項の条例で定める割合） ３　法附則第15条第36項に規定する市の条例で定める割合は３分の２とする。 （法附則第15条第37項の条例で定める割合） ４　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は２分の１とする。 （法附則第15条第41項の条例で定める割合） ５　法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は４分の３とする。 ６～17　（略） 18　法附則第15条第１項、第９項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項、第33項、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第２条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。 19　（略）

議案第５号補助資料　泉南市立学校施設使用条例新旧対照表

改正前	改正後
泉南市立学校建物及び設備使用条例	泉南市立学校施設使用条例
第１条　泉南市立諸学校の建物及び設備を使用するときはその使用者に対し使用料を徴収する。	（趣旨） 第１条　この条例は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第44条の規定により、泉南市立小学校及び中学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のために使用させることについて、必要な事項を定めるものとする。
第２条　学校建物及び設備の使用許可は次の各号の規定による。 （１）　学校長において学校の授業又は諸行事に支障なしと認むる場合 （２）　教育委員会において学校施設の管理上又は使用上支障なしと認むる場合 （３）　教育委員会において教育上支障なしと認むる場合 （４）　教育委員会において暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益にならない又はなるおそれなしと認むる場合 ２　教育委員会は、必要があると認めるときは、前項第４号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くことができる。	（使用の許可） 第２条　学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ泉南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。 ２　教育委員会は、前項の許可をする場合は、学校施設の管理上必要な条件を付けることができる。
第３条　前条の許可を受けたる場合は、別表による使用料を前納しなければならない。但し、次の場合は使用料の徴収を減額又は免除することがある。 （１）　市教育委員会及び学校の主催又は後援の会合に使用する場合 （２）　官公庁又は各種修養団体の主催又は後援にして法律政令の解説普及国家事務遂行上に使用する場合 （３）　その他市長が特に必要があると認めた場合	（使用の制限） 第３条　教育委員会は、学校施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 （１）　営利を目的として使用するおそれがあると認めるとき。 （２）　公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 （３）　学校施設、附属設備その他の備品等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 （４）　学校施設の管理上支障があると認めるとき。

改正前	改正後
	（５）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団が使用するとき。 （６）　その他教育委員会が適当でないと認めるとき。
第４条　使用許可を受けたるときはその準備、後片付等は使用者において責任を以つて行うものとする。後片付不十分にして管理者において清掃整頓をなしたる場合その費用は使用者の負担とす。	（使用の許可の取消し等） 第４条　教育委員会は、学校施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは中止させることができる。 （１）　偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたことが明らかになったとき。 （２）　この条例若しくはこの条例に基づく規則又は許可の条件に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 （３）　使用の許可に係る条件に違反したとき。 （４）　前条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。 （５）　その他教育委員会が特に必要があると認めるとき。 ２　前項の規定による使用の許可の取消し等により使用者に損害が生じても、教育委員会は、その責めを負わない。
第５条　使用の際建物及び設備を損傷したる場合は、使用者においてこれを賠償又は原状に復するものとする。	（使用料） 第５条　使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。
第５条の２　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を停止し、若しくは制限することができる。 （１）　偽りその他不正な手段により使用許可を受けたことが明らかになつたとき。 （２）　この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又はこれらに基づく指示に従わないとき。 （３）　使用許可に係る条件に違反したとき。 （４）　第２条第１項各号のいずれかに該当しなくなつたとき。 （５）　その他教育委員会が必要と認めたとき。	（使用料の減免） 第６条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

改正前

別表

種別	使用料				備考
	午前８時～午後０時	午後１時～午後５時	午後６時～午後９時	超過料金	
講堂又は屋内運動場	1,500円	1,500円	3,000円	400円	
教室	500円	500円	1,000円	150円	
運動場	500円	500円	500円	150円	

備考　超過料金は、使用許可された時間帯の前後を超えて使用（１時間以内の使用に限る。）した場合に徴収するものとする。

種別	区分	使用料

改正後

（使用料の還付）

第７条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害の賠償）

第８条　使用者は、施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表

施設	施設使用料				空調設備使用料
	使用区分			超過１時間につき	１時間につき
	午前	午後	夜間		
小学校屋内運動場	1,500円	1,500円	3,000円	400円	400円
中学校屋内運動場	1,500円	1,500円	3,000円	400円	600円
屋外運動場	500円	500円	500円	150円	

備考

１　使用区分の時間は、次のとおりとする。

（１）　午前　午前８時から正午まで

（２）　午後　午後１時から午後５時まで

（３）　夜間　午後６時から午後９時まで

２　使用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

改正前				改正後
学校プール	個人		円	３　使用区分に満たない使用時間の端数は、当該使用区分とみなす。 ４　この表中「超過１時間」とは、許可された使用区分の前後１時間以内の延長使用の場合について定めたものであり、１時間に満たない使用時間の端数は１時間とみなす。 ５　同日中の異なる使用区分を複数申請する場合の使用料は、各使用区分の合算額とする。 ６　屋内運動場の空調設備を使用するためのプリペイドカードは、再交付しない。
		大人	200	
		小人（中学生以下）	100	
	専用	午前（午前９時～午後０時まで）	12,000	
		午後（午後１時～午後５時まで）	18,000	
		全日（午前９時～午後５時まで）	30,000	

議案第６号補助資料　特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
附　則 １　（略） （給料月額の特例） ２　別表の規定の適用については、令和３年４月１日から令和７年３月31日までの間においては、別表中「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りでない。 ３～５　（略）	附　則 １　（略） （給料月額の特例） ２　別表の規定の適用については、令和７年７月１日から令和８年５月21日までの間においては、別表中「720,000円」とあるのは「655,200円」と、「650,000円」とあるのは「617,500円」とする。ただし、退職手当の額を算出する場合においては、この限りでない。 ３～５　（略）

議案第７号補助資料　泉南市市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
（公示送達） 第６条　法第20条の２の規定による公示送達は、公告式条例（昭和31年泉南市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。	（公示送達） 第６条　法第20条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を公告式条例（昭和31年泉南市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。
（納税証明事項） 第７条　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は、二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第７条　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は、二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第18条　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第18条　所得割の納税義務者が法第314条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第２項、第６項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれの者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
（市民税の申告）	（市民税の申告）

改正前	改正後
第26条　第11条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第12条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。	第26条　第11条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の２第１項第３号及び第27条の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第23条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第12条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の（２）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。
２～10　（略）	２～10　（略）
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第27条の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第27条の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

改正前	改正後
（1）・（2）　（略） （3）　扶養親族の氏名 （4）　（略） ２～６　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第27条の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第42条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2）　（略） （3）　扶養親族の氏名 （4）　（略） ２～５　（略） 附　則	（1）・（2）　（略） （3）　扶養親族又は特定親族の氏名 （4）　（略） ２～６　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第27条の３　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第42条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （1）・（2）　（略） （3）　扶養親族又は特定親族の氏名 （4）　（略） ２～５　（略） 附　則 （加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例） 第９条の８の３　令和８年４月１日以後に第84条の２第１項の売渡し又は同条第２

改正前	改正後
	項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第84条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第85条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第86条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第84条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。 （１）　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの１本をもつて紙巻たばこの１本に換算する方法 （２）　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法 ２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 ３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 ４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第85条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

改正前	改正後
	（１）　第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの （２）　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第85条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

議案第８号補助資料　泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

第１条　泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下この項において「省令」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第３項第１号において同じ。）及び小規模保育事業B型（省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第３項第１号において同じ。）にあっては６人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第３条において同じ。）にあっては６人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下この項において「省令」という。）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第３項において同じ。）及び小規模保育事業B型（省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第３項において同じ。）にあっては６人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第３条において同じ。）にあっては６人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　（略）	２　（略）
（特定教育・保育施設等との連携）	（特定教育・保育施設等との連携）
第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第５項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。	第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第７項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。
（１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。	（１）　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
（２）　（略）	（２）　（略）
（３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づ	（３）　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保

改正前	改正後
き、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。	護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２　市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （２）　次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア　特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３　前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
２　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者と前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 （２）　前項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	４　市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 （１）　特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。 ア　特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 （２）　市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
３　前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （１）　当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代	５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 （１）　特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育

改正前	改正後
替保育が提供される場合　小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）	が提供される場合　小規模保育事業A型事業者等
（2）　（略）	（2）　（略）
4　（略）	6　（略）
5　（略）	7　（略）
6　（略）	8　（略）
7　（略）	9　（略）
8　（略）	10　（略）
9　（略）	11　（略）
附　則	附　則
（連携施設に関する経過措置） 第４条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第４条　特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

第２条　泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同	（保育所等との連携） 第６条　家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第１項、第14条第１項及び第２項、第15条第１項、第２項及び第５項、第16条並びに第17条第１項から第３項まで並びに附則第３条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満３歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第６条第１項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第３号において同

改正前	改正後
じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 （２） （略） （３） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。	じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第４項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 （１） 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 （２） （略） （３） 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第６項第１号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 ２ 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。 （１） 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 （２） 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
２ 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 （１） 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。	４ 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第１項第２号の規定を適用しないこととすることができる。 （１） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

改正前	改正後
（２）　次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。	ア　家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。 イ　代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 （２）　市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
３　前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 （１）　当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　第27条に規定する小規模保育事業Ａ型若しくは小規模保育事業Ｂ型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）	５　前項各号の代替保育連携協力者とは、第１項第２号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。 （１）　家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合　小規模保育事業Ａ型事業者等
（２）　（略）	（２）　（略）
４　（略）	６　（略）
５　（略）	７　（略）
附　則	附　則
（連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	（連携施設に関する経過措置） 第３条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第６条第１項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。